各都道府県教育委員会教育長各指定都市教育委員会教育長

殿

文部科学省初等中等教育局児童生徒課長 磯 谷 桂



平成22年度第1回都道府県・指定都市生徒指導担当指導主事連絡会議での研究協議の結果について(通知)

各都道府県・指定都市教育委員会におかれては、日ごろより児童生徒の教育相談の充実 に御尽力いただいているところです。

スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカー(以下「スクールカウンセラー等」という。)の効果的な活用については、各教育委員会において、地域や学校の実情に応じた柔軟な配置方式や勤務時間の仕組みの検討を進め、平成22年度の事業を開始されていることと存じます。

先般開催した都道府県・指定都市生徒指導担当指導主事連絡会議において、スクールカウンセラー等を効果的に活用していくための「活動方針等に関する指針」(以下「ビジョン」という。)の策定について協議・情報交換を行いました。

その中で、ビジョンを策定している教育委員会から策定のねらいや内容について紹介していただくとともに、ビジョンを策定したことによる効果や盛り込むべき内容について、活発な協議がなされました。協議内容の概要は、別紙「平成22年度第1回都道府県・指定都市生徒指導担当指導主事連絡会議報告」において紹介しておりますので参照してください。また、参加者からは、スクールカウンセラー等を活用するに当たり、活動方針を明確に文書等で示すことの必要性を強く認識しており、学校、スクールカウンセラー等、教育委員会の役割分担を明確にし、共通理解を図ることで、教育相談を充実させることができるという意見が多く出されました。

また、各教育委員会で実施する連絡会議等でのスクールカウンセラー等外部人材の活用 について実施要領等を用いた説明はあるものの、ビジョンを策定し広く周知する取組にま では至っていないケースが多いという現状があることも分かりました。

これらの結果から、スクールカウンセラー等の効果的な活用について、<u>ビジョンとして</u> 明文化し公表することが不可欠であることが改めて認識されたところです。

ついては、<u>各教育委員会において</u>、「児童生徒の教育相談の充実について-生き生きとした子どもを育てる相談体制づくり-(報告)」(平成 21 年 3 月)及び別紙を参考に、<u>ビジョンを策定し広く周知していただきますようお願いします</u>。

【本件担当】

文部科学省初等中等教育局児童生徒課 生徒指導第二係 客野·五十嵐·小沼 電話 03-5253-4111 (内線 2905,3289) FAX 03-6734-3735 E-mail s-sidou2@mext.go.jp

【平成22年度第1回都道府県·指定都市生徒指導担当指導主事連絡会議報告】

1.「活動方針等に関する指針」(ビジョン)について

「活動方針等に関する指針」(ビジョン)とは、

- ・ スクールカウンセラー等に求められる学校のニーズが多様化する中で、スクー ルカウンセラー等を学校現場で有効に機能させ、
- ・ コーディネーター役となる教員を位置付けることや養護教諭との連携・協力体制等、校内組織の有機的な組織体制を構築し、組織的に活動(チーム対応)を進めるために、
- ・ スクールカウンセラー等の職務内容を地域や学校の実情に応じて明確化するなど、

2. 「活動方針等に関する指針」(ビジョン) を策定することによる効果

- ・ スクールカウンセラー等の業務内容、役割分担を明確にし、互いに共通理解を図ることで学校での教育相談が円滑に行えるとともに、スクールカウンセラー等にとっても働きやすい環境となる。
- ・ 学校によって様々な判断で実施されている教育相談について、一定の水準を保つ ことができ、教育相談の質が向上する。
- 特にスクールソーシャルワーカーについては、補助制度導入後間もないことから、 その専門性や活動の具体例を示すと学校での活動が容易になる。
- ・ 学校における、スクールカウンセラー等の職務について管理職や生徒指導主事、 教育相談の担当教員等だけでなく、学級担任を含め全教職員に周知することができ る。

3.「活動方針等に関する指針」(ビジョン)に盛り込むべき内容(例)

- スクールカウンセラー等の活用のねらい
 - ・スクールカウンセラー等を活用することの目的
 - ・配置方法のねらい、趣旨
- スクールカウンセラー等の職務内容
 - ・スクールカウンセラー等と学校の職務内容、役割分担
 - 勤務形態
- 校内の教育相談体制
 - ・校務分掌への位置付け
 - ・相談室の整備・運営
 - ・コーディネーター役となる教員の位置付けと役割
 - ・管理職、生徒指導主事、養護教諭等との連携
- 教育相談に当たっての留意点
 - ・守秘義務と情報共有
 - ・小学校、中学校との連携
 - ・関係諸機関との連携
 - ・緊急支援が必要な場合の対応
 - ・家庭訪問の方法

4. 各教育委員会から紹介された「活動方針等に関する指針」(ビジョン)(参考)

教育委員会がそれぞれの実情に応じて「活動方針等に関する指針」(ビジョン)を 策定するに当たっては様々な形態があり、研究協議において、Q-A形式やパンフレ ットにしているビジョンなどの例が紹介されました。

なお、紹介されたビジョンについては一部を「参考」として添付しています。

(1) Q-Aの形式でまとめている事例

福岡県教育委員会「学校の教育相談機能を高めるスクールカウンセラーの効果的活用 Q&A

- スクールカウンセラー活用事業のねらい、職務内容、効果、学校での活用方法、 配置及び市町村教育委員会における留意点について、すべてQ-Aの形式で、デー タや図を入れ分かりやすく解説。
- スクールソーシャルワーカー活用事業についても「スクールソーシャルワーカー の活用についてQ&A」を作成し、ねらいや具体的な活用方法について解説。
- 配布する対象別(小学校用、中学校用、スクールカウンセラー用)にそれぞれマ (2) ニュアルを作成し、配布している事例

さいたま市教育委員会「スクールカウンセラー実践マニュアル」(小学校用、中学校 用、スクールカウンセラー用)

- 小学校の教職員、中学校の教職員、スクールカウンセラーのそれぞれに即した内 容のマニュアルを作成。
- すべてQ-Aの形式でまとめ、市の学校管理規則等法令上の参照事項を記載。
- 事務マニュアルとして、業務報告書等の提出書類の記入例を掲載。
- パンフレット等にまとめ、配布している事例 (3)

大阪府教育委員会「スクールカウンセラー・ハンドブック」

- スクールカウンセラー向けの小冊子として、スクールカウンセラーとして求めら れる資質、活動内容、ケース会議、緊急対応について具体的に説明。
- 関係機関の相談窓口一覧を掲載。

和歌山県教育委員会「スクールソーシャルワークの視点~子どもたちや家庭を支援す るために~」

- 教職員向けのパンフレットとして、スクールソーシャルワークについて図やイラ ストを入れて分かりやすく解説。
- スクールソーシャルワークの事例、アセスメントやケース会議の実施方法につい ての説明の中で、スクールソーシャルワーカーの役割についても明記。

仙台市教育委員会「小学校におけるスクールカウンセラーの効果的活用」

教員の共通理解の必要性や、スクールカウンセラー担当教員の役割、研修方法等 学校現場で必要とされていることについて、図説も入れ分かりやすく解説。

5. 協議結果のまとめ

「活動方針等に関する指針」(ビジョン)を策定し周知することで、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、学校、教育委員会のそれぞれの役割や 連携方法が明確になり、教育相談の充実のための効果は非常に高い。

各教育委員会では、スクールカウンセラー等の採用に当たって、業務内容等の研 修会や説明会を実施しており、その際に配布する資料等を活用するなど既存のもの をさらに工夫・充実させてビジョンを策定することも考えられる。

○ スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの効果的な活用を図るため には、「活動方針等に関する指針」(ビジョン)として明文化し、公表していくこ とが不可欠となる。

「学校の教育相談機能を高めるスクールカウンセラーの効果的活用Q&A」(抄)

1 スクールカウンセラー活用事業について

Q1 スクールカウンセラー活用事業のねらいは何ですか

A スクールカウンセラーを配置するねらいは学校における 教育相談機能を高めることにあります。

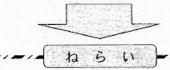
以下は「ねらい設定」の流れです。

憂慮すべき現状 ---

児童生徒のいじめ・不登校等の生徒指導上の諸問題は依然として憂慮すべき状況にあり、特に中学校における不登校生徒数はここ数年10万人台で推移しており、深刻な状況にあります。また、昨今、少年による凶悪犯罪が続発し、大きな社会問題になってきています。

その背景

生徒指導上の諸問題の背景には、児童生徒の内面のストレスの増大やそれ を抑制する力が育ってきていないことが考えられます。



「心の専門家」である臨床心理士等をスクールカウンセラーとして中学校に配置し、その専門性を生かして児童生徒が抱える悩み・不安・ストレスなどを直接和らげるとともに、個々の対応の仕方についてスクールカウンセラーから指導・助言を受けることにより、教師や保護者の対応能力を高め、もって学校における教育相談機能を高め、問題行動の未然防止や早期発見・早期解決を図ります。

臨床心理士の専門性とは

- ① 個人面接から集団面接までの様々な技法を用いて、適切な心のケアを行うことができる。
- ② 地域の「こころの健康活動」に関連する連絡調整や指導助言に関する仕事ができる。
- ③ 心理テスト等を用いて心の状態の見立て(アセスメント)を行うことができる。
- ④ リサーチと呼ばれる臨床心理に関する調査研究を行うことができる。

「スクールカウンセラーの現状と課題」村上正治、2003より抜粋

「スクールソーシャルワーカーの効果的活用についてQ&A」(抄)

2 スクールソーシャルワーカーの活用について

Q4 スクールソーシャルワーカーを効果的に活用するための 留意点は何ですか

A スクールソーシャルワーカーの「配置のねらい」や「専門性」、「役割」を全教職員が理解し、学校長の強いリーダーシップのもと、校内教育相談体制を整備することが大切です。

パイプ役となる担当者(教育相談担当者)を校務分掌に位置付ける

スクールソーシャルワーカーが十分に力を発揮するためには、窓口となる学校の担当者を明確にし、その担当者がスクールソーシャルワーカーと教職員とのパイプ役になり、相互の信頼関係を築いていくことが大切です。

スクールソージャルワーカーを校務分掌に位置付ける。

スクールソーシャルワーカーを校務分掌に位置付け、可能な限り校内 の生徒指導に関わる会議(生徒指導委員会、いじめ・不登校対策委員会 等)に出席を要請し、助言・援助を得られる体制をつくることが大切で す。

定期的なケース会議の開催

校内ケース会議を定期的に開催し、気になる児童生徒のアセスメントや問題解決に向けたプランニングを行い、スクールソーシャルワーカーからの適切な助言を受けます。

相談しやすい雰囲気作り

教職員とのコミュニケーションが図られるよう相談室とは別に職員室 に机を設置します。また、保護者や地域の人にも「学校通信」等でスク ールソーシャルワーカーを紹介し、相談を受けやすい雰囲気作りに努め ることが大切です。

2 職務に関するQ&A

- (1) スクールカウンセラー活用の基本
 - ① スクールカウンセラーが中学校に赴任したら、まず始めにスクールカウンセラーと打ち合わせる内容は何ですか。

A

まず、学校教育目標、重点目標など、校長の学校経営方針やめざす生徒像を説明します。 そして、生徒指導上の課題を、学校の特色、生徒や保護者の実態、地域の特性等と合わせながら説明し、その解決に向けての指導方針を話し合う必要があります。

スクールカウンセラーは、学校教育に携わった経験をもつ方ばかりではありません。 スクールカウンセラーが赴任したら、まず始めに、学校教育目標、重点目標などを示し、校長の学校経営方針やめざす生徒像を説明する必要があります。

また、スクールカウンセラーには、「心の専門家」として生徒指導上の諸問題の解消にも積極 的に関わって欲しいと考えています。そこで、生徒指導上の課題を把握してもらうことも重要で す。学校における生徒指導上の課題を、学校の特色、生徒や保護者の実態、地域の特性等と合わ せながら説明し、その解決に向けて学校としてどのような指導方針をとっているかを理解しても らうことが大切です。

スクールカウンセラーが中学校に赴任したら、まず管理職(校長・教頭)や教育相談主任、生徒指導主任との打合せの時間をとり、学校の指導方針や課題等を話し合ってください。

② スクールカウンセラーの執務場所はどこがよいのでしょうか。 参照:P3 2職務に関するQ&A ③スクールカウンセラーの役割



職員室を中心として執務するのが望ましいと考えています。

スクールカウンセラーは、学校組織の一員として活動します。スクールカウンセラーは個別的なカウンセリングのみならず、「心の専門家」としてより多くの生徒の相談に関わり、教職員と一緒に「教育活動を支える心理的援助」を行って欲しいと考えています。

スクールカウンセラーは個別的な相談に関わる場面が多いことから、さわやか相談室を拠点として執務している場合が多いようです。しかし、その場合の問題点として、さわやか相談室には 専門の相談員が配置されていること、特定の生徒しか来室しない傾向があること、職員室から離れた場所にさわやか相談室が設置されている場合が多いことなどが挙げられます。

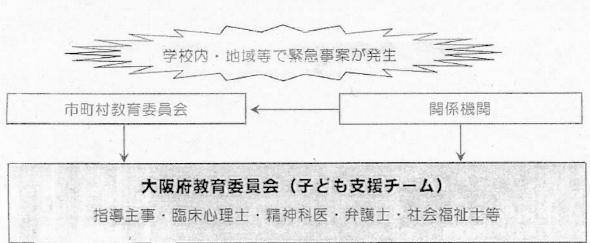
スクールカウンセラーが行う生徒**の行動観察や情報**収集の必要性、教職員とのコミュニケーションの重要性を考えると、職員室を中心として執務する方が望ましいと言えるでしょう。

なお、スクールカウンセラーの執務場所は各学校の実態に応じて準備することになります。



緊急事案発生時の支援概要について

■ 大阪府教育委員会は、学校等で生起した緊急性が高い、あるいは重篤な事案 に対して、必要に応じて指導主事や臨床心理士等の専門家からなるチームを編 成し、スクールカウンセラー等を派遣します。





初期対応 スーパーバイザー チーフ・アドバイザー アドバイザー

- ○教職員等への助言、支援
- ○保護者会等の開催等への助言・支援
- Oスクールカウンセラーへのスーパーバイズ

カウンセラーどうしの連携

事後対応
スクールカウンセラー

- O児童生徒・保護者等への心のケア
- O教職員等へのサポート
- 〇スクールカウンセラー同士の情報共有
- 〇スーパーパイザーへの報告

スクールソーシャルワークの視点

~子どもたちや家庭を支援するために~

和歌山県教育委員会

今、児童生徒を取り巻く環境の急激な変化が、不登校やいじめ、暴力行為、非行といった問題行動等に も影響を与えています。

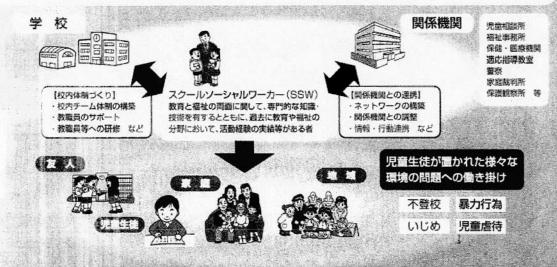
児童生徒の問題行動等の背景には、心の問題とともに、家庭や学校、友人、地域社会など、児童生徒を取り巻く環境の問題が複雑に絡み合っています。

そのため、

- 児童生徒が置かれた環境の問題(家庭・友人関係等)への働き掛け
- 関係機関等との連携・調整

が一層求められています。

そこで、学校だけでは対応が困難な事例等に対して、関係機関と調整・連携を図りながら、児童生徒を 取り巻く環境の改善を図るため、社会福祉の視点を持った働き掛け(ソーシャルワーク)の手法が取り入 れられてきています。学校がこの手法のもと児童生徒や保護者の相談に応じたり、福祉機関とのネットワ ークを活用したりするなどの支援を行うスクールソーシャルワークの取組が重要になってきています。



学校において、このような中心的な役割を担うスクールソーシャルワーカーが全国的に導入されてきています。 (上図参照) 学校の職員等が、研修等を通してスクールソーシャルワークの視点を持つことで、問題を抱える児童生徒や家庭への支援を 効果的に行えるようになります。

スクールソーシャルワークの特徴

「環境に働き掛ける」「つなぐ」

- ・問題を人と環境との関係においてとらえ、問題を抱えている児童生徒とその置かれた環境に働き掛けを行います。
- ・個人の抱える心理的な悩み、ストレスなどの問題だけではなく、経済状況や雇用状況、法制度や社会・文 化等に関わることも視野に入れ、関係機関等とつなぐことで支援を行います。
- ・チームで役割分担を行い、常に協働を意識しながら当該児童生徒等への関わりを進めます。

~スクールカウンセラーの活用に当たって~

すべての教員が共通理解しましょう

教育相談計画にスクールカウンセラーの役割を明記し、 次の点について共通理解しておきましょう

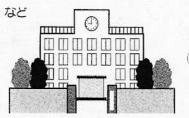
学校の現状

- ・支援を必要とする児童が抱えている課題
- ・担任や学年で対応できていることやできていないこと など

学校の現状を踏まえた教育相談の 「ねらい」「組織」「方法」

スクールカウンセラーの役割

- ・スクールカウンセラーとは
- ・学校がスクールカウンセラーにお願いすること



スクールカウンセラーと教員をつなぐのは「**情報**」です

児童の情報を伝え、スクールカウンセラーからアドバイス (コンサルテーション) **を受けること**で、より適切な対応ができるようになります。

必要に応じて, 職員会議やケース会議などに参加してもらうことも 効果的です。(勤務予定日が合わないときは, 事前に調整することも 可能な場合があります。) 今後の対応方法や, 関係機関との連携な どについて, 専門的な視点からアドバイスを受けることができます。



教育相談の主体は教員です。スクールカウンセラーは、そのサポート役です。 児童や保護者への対応が、スクールカウンセラーに任せきりにならないように留意し、 必要に応じた連携が大切です。



スクールカウンセラーの活動について、児童や保護者に広く知ってもらうことも大切なことです。そのためには、「児童向けにスクールカウンセラーの来校日を校内に掲示する」「面談や懇談会などを利用して、スクールカウンセラーを紹介し、予約の方法なども伝える」といった工夫をしてみるといいでしょう。

〇 最終報告書のポイント

1. 実施状況

・平成7年度から11年度間に、小学校1,286校、中学校3,175校、高等学校986校の計3,233校(それぞれ全公立学校数の3.4%、17.6%、13.8%)で調査研究を実施。なお、平成11年度に配置されたスクールカウンセラーのうち、臨床心理士は約85%、精神科医は約7%、大学教授等は約21%、このうち約88%の者が他の職業と兼職。

2. スクールカウンセラーの活動の実態

- ・児童生徒、保護者、教員に対するカウンセリング業務、教員対象の研修会や事例研究会、 保護者を対象とした講習会等をはじめ、職員室等での生徒の情報交換、運動会等の学校行 事への参加、学年会への参加等、日常の学校活動全般を通じた多様な活動を実施。
- ・不登校児童生徒、いじめに等対する関与の割合及び活動に対する満足度が高い一方で暴力 行為に対する関与の割合及び満足度は低い。また、配置1年目に比べて配置2年目になる と関与率が高くなっている。

3. 調査研究を通じて得られたスクールカウンセラーに対する評価

- ・学校関係者の「子どもたちの心の問題」に対する姿勢そのものが変わる等、教育活動全般 に及ぼした成果への評価が高い。
- ・個別の問題行動等の解消につながるとともに、全校的な教育相談機能の強化につながり、 問題行動等の発生の予防につながっている。
- ・スクールカウンセラー及び学校の双方の大部分が、スクールカウンセラーの配置が今後と も必要であると考えており、また、教師、保護者、児童生徒いずれもスクールカウンセラ ーの活動実績を高く評価している。

4. 調査研究を通じたスクールカウンセラーの具体的な在り方に関する評価

(1) 専門性

- ・「カウンセリング等の専門的な技法により、児童生徒の情緒的混乱が取り除かれ、精神的に安定した」等、教師、児童生徒、保護者のいずれの立場からも、臨床心理に関する高度の専門性を有することを不可欠の要素であると評価されている。
- ・教員がカウンセラーとなることについては、「評価者としての視点が入る」等のデメリットをあげるスクールカウンセラーが多い。また、スクールカウンセラーに必要な資格や条件について、大部分の学校が臨床心理士等、教師と異なる専門性を有する専門家であることが望ましいと考えている。

(2) 外部性

- ・「児童生徒からみて、「評価者」として日常接する教員よりも校外の第三者的存在である スクールカウンセラーの方がリラックスして心情を訴えることができた」等、児童生徒、 教員、保護者のいずれの立場からも外部の専門家であったことが、効果的であったとの 評価が高い。
- ・スクールカウンセラーのほとんどが、「校務分掌・学内派閥に組み込まれない」、「第三者 ・的視点が保てる」等の学校との関係上の利点から、非常勤であることにメリットがあると 考えている。

(3) 勤務形態

・勤務形態については、スクールカウンセラー及び学校の半分以上が外部性の確保やスクールカウンセラー自身の都合等から、週2、3日程度の非常勤が望ましいと考えている。

(4) 配置方式

・ 高等学校は、ほとんどが単独校方式で、中学校についても、単独校方式が最も多く、小学校については、校区の中学校1校と小学校2~3校の組み合わせによる拠点校方式が多い。

・望ましい配置方式について、大部分の学校が、「学校のニーズに合わせて柔軟な配置が可能」、「教員との関係構築上有利」等から教育委員会等ではなく、学校に配置することが 望ましいとしている。

(5) 学校組織における位置付け

- ・スクールカウンセラーの校内組織上の位置付けについては、「教育相談部・係に所属」、「カ ウンセラー受け入れ委員会等に所属」、「生徒指導部に所属」など多様。

(6) 学校内の他の職との関係

- ・スクールカウンセラーについては、複雑な問題を抱え専門的な対応を必要とする児童生徒 を担当するとともに、学級担任や生徒指導主事が行う日常的な教育相談について専門的見 地からの助言・援助等を通じて支援しているケースが一般的である。

5. 今後のスクールカウンセラーの在り方

(1) 基本的方向性

- ・近年の児童生徒の「心の問題」は、その背景に様々な心理的要因が複雑に絡み合っている ケースが多いこと等から、従来の教育相談の手法等では対応できないできないケースが増 えていることが指摘されており、今後、学校において専門的な知識や技法に基づくケア が一層必要。また、このような「心の問題」は、一部の学校の問題ではなく、広く、一般 の児童生徒が抱える問題。
- ・今後、全ての小、中、高等学校等において、教職とは独立した専門家としてのスクールカウンセラーの配置を通じ、教育相談体制の整備・充実が図られることの必要性は極めて高い。
- ・スクールカウンセラーは、直接、教育に携わらないものの、児童生徒、教師に直接関与し、 学校教育活動全般を支援する重要な役割を果たす職であることから、その位置づけを明確 にする観点からも、法令上に職として位置付け、その職務等について明らかにするととも に、全国的に円滑に配置が行われるよう適切な財政上の措置を講ずることが必要。
- (2) スクールカウンセラーは、どのような職として位置付けられるべきか。
 - ・教職とは異なる専門性に立脚しつつ、教職と対等の専門家の立場から学校の教育活動を支援する職として位置付けられるべき。
 - ・学校から一定の距離を置く第三者性を確保する観点からも常勤の職とすることは必要では なく、また、高度な人材を確保しつつ、全ての学校においてスクールカウンセラーの配置 による教育相談体制の充実を図っていく観点からも、非常勤の職とすることが適当。
 - ・現在と同様の大学院修士レベルの高度の専門家という要件を維持することが、スクールカウンセラーに対する信頼を確保する観点からも必要。
- (3) スクールカウンセラーは、今後の学校における生徒指導、教育相談体制の中でどのよう に位置付けられるべきか。
- ① スクールカウンセラーの活動と従来の生徒指導・教育相談との関係
 - ・実際の指導・相談が必要となる場面では、時として「指導」的側面と「受容的、共感」 的側面が表現一体とならざるを得ないが、教員が行うカウンセリング活動には限界があ り、より共感的、受容的対応が必要とされるケースについて、スクールカウンセラーが 担当することが期待される。
- ② スクールカウンセラーと教員の役割分担
 - ・教員の生徒指導・教育相談における主体的役割を重視する立場に立ちつつ、基本的には 重大な問題を抱えている児童生徒への対応も行いつつ、心の専門家として教員への助言 ・援助を行う立場を重視することが適当。
- ③ 具体的な役割分担
 - ・教育相談担当教員や担任等の関わりでも十分であると判断された一般的ケースについて は、指導にあたる教員が助言・援助を受ける程度にとどめて、より解決が困難であると か、長期化しやすいケースや教員では専門的な対応が困難なケース(精神障害等)や中

立的な立場にある専門家が対応した方が対保護者、関係機関との連携上円滑に行くケース (家庭環境の調整が必要なケース) などについて、教員が生徒指導、教育相談に当たる際に、教員に助言・援助できるスーパーバイザーとして位置付け活用を図る形態が望ましい。

(4) どのような配置形式が望ましいのか。

① 校稙

- ・校区内の中学校と小学校について同一のカウンセラーが配置され、継続的な指導援助が 行われることが望ましい、一方、高等学校は、小中とは独立した形でのスクールカウン セラーの配置を行うことが望ましい。
- ・小学校については、地区の各中学校に配置されたスクールカウンセラーが必要に応じ、 来校したり、また、指導・相談に当たる教師の相談に応ずる拠点校方式によることが適 当。

② 配置場所

- ・各学校、児童生徒の実状に応じた、的確なカウンセリング活動や指導助言を実施し、身 近に、継続的に援助、支援を受けられるよう、各学校に配置されることが望ましい。
- ・緊急の問題が発生した場合に対応するため、教育委員会等に常勤のカウンセラーを配置することについても検討が必要。

③ 勤務時間数

- ・教員の対応が困難な児童生徒に対するカウンセリング及び教師等に対する助言・援助を その一般的な職務内容として想定した場合、現在程度の勤務時間で対応が可能。
- ・現在と同等以上の高度の専門家を確保しつつ、全ての学校において配置を行っていく上では、現在の調査研究事業と同程度の勤務時間数によることが適当。

(5) 外部との連携において、スクールカウンセラーが果たすべき役割

・スクールカウンセラーの配置により、精神疾患等の可能性が疑われるケース等、教員では、 適切な判断や有効な対処ができない等のケースについて、病院などの専門機関と適切な連 携を含めた適切な指導が行えるようになることが期待される。

6. 今後の課題

(1) 養成の充実

- ・臨床心理士等の遊成の充実に引き続き努めるとともに、現職教員を長期研修で受け入れる 臨床心理に関する大学院の専攻の整備を一層進めるなど、多様な形での人材遊成の充実に 努めることが必要。
- ・各都道府県の臨床心理士会の人材配置の連絡調整のネットワーク化、他に常勤の職を有している臨床心理士等について兼職等による活用の促進、臨床心理士、精神科医等以外の心理等に関する専門家であって、現在のスクールカウンセラーと同等以上の髙度の専門性を有している者の活用についても留意することが必要。

(2) 質の維持向上

- ・スクールカウンセラー一人一人の日頃から自己研鑚の努力と、各都道府県の臨床心理士会 等や都道府県教育委員会等における定期的な研修の機会の充実が必要。
- ・スクールカウンセラーに対する指導助言などを行うスーパーバイザーの配置が必要。

(3) 職務執行上の具体的ガイドライン等の制定

・スクールカウンセラーの具体的な職務執行の在り方等について一定のガイドラインが定め られることが必要。

(4) 財源負担等の問題

・他の非常勤の教職員についての今後の財政措置の在り方や、各都道府県及び市町村において専門的人材を円滑に確保・配置する方法等に留意しながら、今後、所要の経費の具体的な負担の在り方や身分の取扱い等についての検討が必要。